

消費者

新型コロナウイルス感染症関連の 悪質商法にご注意!

● 公的機関や携帯電話会社、金融機関などをかたる「なりすまし」

【事例】 Aさんに「〇〇市コロナ対策室です。このたびは新型コロナウイルス感染症のことで大変ご心配をおかけしています。市ではこのような皆さまに助成金をお配りしています。一人当たり3万円振り込みますので、キャッシュカードの番号または銀行口座番号を教えてください。不審に思い市役所に確認すると、そのような電話はしていないとのことでした。

【アドバイス】 公的機関などになりすまし、個人情報聞き出す手口である可能性もありますので、電話に心当たりがないなど、不審な点を感じたら、一旦電話を切って、確認や相談をしましょう。

● マスクの「送り付け」

【事例】 Bさんに使い捨てマスク30枚が宅配便で届きました。家族も全く心当たりがなく、請求書は入っていませんでした。

【アドバイス】 売買契約は成立していないので、万一請求されてもお金を払ってはいけません。また、連絡する必要もありません。商品

到着日から送り主による引き取りがないまま14日間を経過したら、商品を処分してかまいません。その後、商品の引き取りに応じる必要もありません。できれば受け取りを拒否しましょう。

● SNS上で不審な通販サイトへの誘導

【事例】 「マスクが購入できる」などというSNSの書き込みや広告から、不審なサイトへ誘導された。【アドバイス】 「こちらにアクセスしてクレジットカード番号を登録してください」とURLが記載されている場合などは、個人情報不正に取得される恐れがあります。インターネット通販では、運営者の住所や電話番号、注文手続きに不審な点はないかよく確認しましょう。もし、不審なサイトでカード番号などを入力してしまったら、早急にカード会社に連絡しましょう。

* * *
迷ったときや困ったときは消費者センターにご相談ください。

■ 問い合わせ

消費者センター (0922) 912364